

県中学校駅伝競走大会甲西北中学校女子 優勝!! 近畿大会、全国大会にも出場されました

令和4年11月18日、第73回県中学校駅伝競走大会が行われ、甲西北中学校の駅伝部女子が優勝されました。5区間12kmに渡り、タスキを懸命につないだ結果、「チームで一つになり、今までの練習の成果が発揮でき頑張ってきてよかった」と優勝した喜びを語られました。

この県大会の結果より、令和4年12月4日には第71回近畿中学校総合体育大会駅伝の部近畿大会、令和4年12月18日には第30回全国中学駅伝大会にも出場。近畿大会では15位、全国大会では35位と健闘されました。

近畿大会・全国大会を終え、「タスキに駅伝部全員の想いをのせて走りきることができましたが、近畿大会・全国大会のレベルの高さを知りました。今後強いチーム作りに取り組み、県大会2連覇、近畿大会・全国大会に出場することをめざして練習に励んでいきます」と意気込みを語られました。

部員の福本真生さんは滋賀県中学生女子代表として1月15日に開催された「皇后杯 第41回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会」に出場。健闘されました。

今後も甲西北中学校駅伝部の活躍を楽しみにしています。



▲甲西北中学校女子駅伝部の皆さん



▲福本真生さん

瑞宝双光章受章おめでとうございます 九條孝義さん

令和4年11月3日に発令された教育功労者叙勲で、昭和42年から教師として38年間務められた九條孝義さんが瑞宝双光章を受章されました。九條さんは公立小・中学校長を歴任。人権教育を中核にそえた学校教育を達成するため、地域と連携しながら同和教育活動の地盤作りに尽力されました。またニューデリー日本人学校に勤務し、インドの文化を尊重しながら教育を実践するなど幅広く活動をされてきました。

現在は本願寺派布教使として活躍されています。九條さんは、「家族や教職員の皆さん、多くの人ののおかげで叙勲をいただくことができ、感謝しています」と思いを語られました。



▲九條孝義さん

旭日双光章受章おめでとうございます 植中都さん

令和4年11月3日に発令された地方自治功労者叙勲で、植中都さんが旭日双光章を受章されました。21年間の長きにわたり甲西町議会議員、湖南市議会議員を務め、議長・副議長を歴任。誰もが暮らしやすい社会を実現するため、全国初となる湖南市発達支援システムの始動に携わるなど、地域と一体になり湖南市の福祉・教育の向上に多大なる貢献をされました。

現在は「こけっこ湖南」でひきこもりや障がいのある人への就労支援を行っておられます。植中さんは、「生きづらい人を支える、人もお金も不足している現場で、日々奮闘している仲間たちとともにいただいたものと感謝しています」と思いを語られました。



▲植中都さん

SDGs私募債を通じて学校備品を寄贈いただきました

美松電気株式会社様が発行したSDGs私募債「つながり」(滋賀銀行株式会社様の社会貢献活動)を通じて、滋賀銀行株式会社様から湖南市立三雲小学校へ、ドライハンガーワゴン1台、充電式プロア1台(総額10万円相当)のご寄附をいただきました。学校で活用させていただきます。ありがとうございました。



▲贈呈式の様子

地震災害を想定した警察機関との合同訓練を行いました

令和4年11月29日、甲賀広域行政組合湖南中央消防署は甲賀警察署と合同で、解体予定の旧平和堂甲西中央店で、消防救助訓練を実施しました。

解体予定の建物を倒壊建物に見立て実施したことで、より現実に近い訓練が実施でき、救出技術と知識の向上や資器材の取扱いの習熟を図ることができました。また、本訓練は甲賀警察署と合同で実施したことで、安全で確実かつ迅速な人命救助を行えるよう連携の強化を図ることができました。災害現場での円滑な連携へとつなげていきます。



▲合同訓練の様子

消費者
 悩みの相談室

テレビショッピングは
 クーリング・オフできません!
 電話注文時の勧誘に注意しましょう!

テレビショッピングをみて、紹介されていた健康食品を購入するため販売業者に電話したところ、「3か月は飲まないと効果があらわれない」との説明があったため、複数月分の購入を承諾したが、定期購入になっていた。

高齢者やその家族などの支援者から、テレビショッピングに関する相談が多く寄せられています。電話注文時に販売業者のオペレーターから別の商品や複数月分の商品の購入を勧められることがあります。そのような場合、しっかりと話を聞いて、内容が十分に理解できなかつたり興味があればきっぱりと断りましょう。高齢者本人が「定期購入」に関する説明を理解できていなくても契約を結んだこ

とになっている場合があります。電話注文時の勧誘は、通信販売にあたるため、販売業者の契約書面の交付義務やクーリング・オフ制度がなく、注文後は、消費者の都合だけで一方的に解約することはできません。ただし、契約条件によっては返品できる可能性がありますので、放置せず、商品到着後すぐに連絡しましょう。

高齢者の家族や周りの人は、高齢者が「定期購入」をうまく解約できずに放置してしまつていたり困っている場合は解約を手助けしましょう。

消費生活センター(東庁舎)
 ☎71・2360
 📠72・3788